

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(大垣税務署長)  
平成24年7月10日却下・確定

判 決

原告	A
同代表者代表役員	甲
同訴訟代理人弁護士	長谷川 純 久保内 浩嗣 井筒 大介
被告	国
同代表者	法務大臣 滝 実
処分行政庁	大垣税務署長 尾村 辰夫
同指定代理人	緒方 由紀子 森本 利佳 岡田 智辰 宮崎 清幸 山田 昌寛

主 文

- 1 本件各訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 大垣税務署長が平成21年6月30日付けで原告に対してした平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分及び無申告加算税の変更決定を取り消す。
- 2 大垣税務署長が平成21年6月30日付けで原告に対してした平成17年4月1日から平成18年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分及び無申告加算税の変更決定を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、大垣税務署長が、平成21年6月30日付けで、原告に対し、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度(以下「平成17年3月期」といい、原告の他の事業年度についても同様の略称を用いる。)及び平成18年3月期の法人税の各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び無申告加算税の各変更決定(以下「本件各変更決定」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。)をしたのに対し、原告がそれらの取消しを

求める事案である。

## 2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告の平成17年3月期及び平成18年3月期の各法人税の課税の経緯は別表のとおりである。（甲1、2、5、6、8、9、11、12）

本件各更正処分は、別表の「確定申告」欄及び「更正処分」欄の各「納付すべき法人税額」欄のとおり、原告の確定申告に係る納付すべき法人税額を減額する、いわゆる減額更正処分である。本件各変更決定は、別表の「無申告加算税賦課決定処分」欄及び「変更決定処分」欄の各「無申告加算税の金額」欄のとおり、無申告加算税の賦課決定に係る無申告加算税の金額を減額する、いわゆる減額変更決定である。（甲5、6）

(2) 原告は、平成21年8月31日付けで、大垣税務署長に対し、本件各更正処分等の全部取消しを求める異議申立てをしたところ、大垣税務署長は、平成23年5月30日付けで、本件各更正処分等は納付すべき税額を減少させる更正処分及び納付すべき加算税額を減少させる変更決定であるから、原告の異議申立ては申立ての利益を欠くものであるとして、上記異議申立てを却下する旨の決定をした。（甲8、9）

(3) 原告は、平成23年6月28日付けで、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等の全部取消しを求める審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、同年8月23日付けで、本件各更正処分等は納付すべき法人税額及び無申告加算税の金額を増加させる処分ではなく、原告には本件各更正処分等の取消しを求める利益はないとして、上記審査請求を却下する旨の裁決をした。（甲11、12）

(4) 原告は、平成24年2月22日、本件各訴えを提起した。（顕著な事実）

## 3 争点

(1) 本件各更正処分等の取消しを求める訴えの利益の有無（本案前の主張）

(2) 本件各更正処分等の適否

## 4 当事者の主張の要旨

(1) 本件各更正処分等の取消しを求める訴えの利益の有無について

（原告）

ア 本件各更正処分等は減額更正処分及び減額変更決定であるが、減額更正処分や減額変更決定であっても、申告若しくは更正又は賦課決定に係る課税標準の一部又は全部の取消しと新たな課税要件事実の認定に伴う課税標準の加算とが複合して行われ、その結果として課税標準の中身が入れ替わる場合には、課税標準のうちの新たに認定された課税要件事実に対応する部分は、納税者に不利益な処分であるから、その取消しを求める訴えの利益があるというべきである。

イ 大垣税務署長は、本件各更正処分等の具体的な理由を明らかにしていないが、大垣税務署長が原告の平成20年3月期の法人税の更正処分についての異議申立ての手續において平成21年12月7日付けで作成した教示書によれば、大垣税務署長は、原告がその代表者である甲が代表者を務める原告の関連法人である株式会社B（以下「B社」という。）のダミー法人であると認定しているのであって、そのことを前提に、原告の売上げ等として計上された金額はB社の売上げ等として計上すべきものであるなどとして、本件各更正処分等をしたものであると思われる。

ウ そうすると、本件各更正処分等は、単に申告又は賦課決定に係る課税標準の一部を取り消したのではなく、新たな課税要件事実の認定に伴う課税標準の加算が複合して行われているといえるから、納税者に不利益な処分であり、これらの処分の取消しを求める本件各訴えには、訴えの利益があるといえることができる。

(被告)

ア ある納税者に対し、納付すべき税額を減額するいわゆる減額更正処分及び加算税の金額を減額するいわゆる減額変更決定がされた場合、これらの処分は、納税者に何ら不利益を課すものではなく、納税者にとって有利な処分であることは明らかであるから、納税者は、救済を求める必要がなく、減額更正処分及び減額変更決定の取消しを求める訴えの利益を有するといえることはできない。

イ 本件各更正処分は、原告の確定申告に係る納付すべき法人税額を減額する、いわゆる減額更正処分であり、また、本件各変更決定は、賦課決定に係る無申告加算税の金額を減額する、いわゆる減額変更決定であって、原告に何ら不利益を課すものではなく、原告にとって有利な処分であることは明らかである。

ウ したがって、本件各訴えは、いずれも、その取消しを求める訴えの利益を欠くものであり、不合法である。

エ 原告の主張について

更正処分又は変更決定の取消しを求める訴えの利益があるか否かは、当該処分の税額の算出過程における個々の項目の増減によって左右されず、飽くまでも、申告により確定した納付すべき税額又は賦課決定により確定した加算税の金額の増減によって決せられると解すべきであり、原告の主張は失当といわざるを得ない。

(2) 本件各更正処分等の適否について

(原告)

本件各更正処分等は、原告がB社のダミー法人であることを前提とするものであるが、原告は実体のある宗教法人であり、原告の売上げ等をB社に計上することはできない。本件各更正処分等は、原告の法人格を否認するものであり、租税法律主義に反し、違法である。

### 第3 当裁判所の判断

1 本件各更正処分等の取消しを求める訴えの利益の有無（争点(1)）について

(1) 申告に係る税額につき、いわゆる減額更正処分がされた場合、同更正処分は、それにより減少した税額に係る部分についてのみ法的効果を及ぼすものであり（国税通則法29条2項）、それ自体は、更正処分の理由のいかんにかかわらず、それによって税額の取消しという納税者に有利な効果をもたらす処分と解するのを相当とし、そうすると、納税者は、減額更正処分の取消しを求める訴えの利益を有しないと解するのが相当である（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照）。

また、賦課決定に係る加算税の金額につき、いわゆる減額変更決定がされた場合、同変更決定は、それにより減少した税額に係る部分についてのみ法的効果を及ぼすものであり（国税通則法32条5項、29条2項。なお、変更決定は、同法32条2項の規定による決定である。）、それ自体は、減額変更決定の理由のいかんにかかわらず、それによって無申告加算税の金額の取消しという納税者に有利な効果をもたらす処分と解するのを相当とし、そうすると、納税者は、減額変更決定の取消しを求める訴えの利益を有しないと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、本件各訴えは、原告が本件各更正処分等の取消しを求めるものであるが、前提事実のとおり、本件各更正処分は、原告の確定申告に係る納付すべき法人税額を減額する減額更正処分であり、また、本件各変更決定は、無申告加算税の賦課決定に係る無申告加算税の金額を減額する減額変更決定であり、いずれも、原告に有利な効果をもたらす処分であるといえることができる。

そうすると、原告は、本件各更正処分等の取消しを求める訴えの利益を有しないといわざるを得ない。

(3) 原告の主張について

この点について、原告は、減額更正処分や減額変更決定であっても、申告若しくは更正又は賦課決定に係る課税標準の一部又は全部の取消しと新たな課税要件事実の認定に伴う課税標準の加算とが複合して行われ、その結果として課税標準の中身が入れ替わる場合には、課税標準のうちの新たに認定された課税要件事実に対応する部分は、納税者に不利益な処分であるから、その取消しを求める訴えの利益があるというべきであると主張する。

しかし、原告の主張によれば、大垣税務署長は、原告がB社のダミー法人であることを前提に、原告の売上げ等として計上された金額はB社の売上げ等として計上すべきものであるなどとして、本件各更正処分等をしたものであると思われるというところ、原告とB社とは別法人である以上、上記のような本件各更正処分等が、原告の確定申告又は無申告加算税の賦課決定に係る課税標準の一部又は全部の取消しと新たな課税要件事実の認定に伴う課税標準の加算とが複合して行われたものであるということとはできないし、その結果として原告についての課税標準の中身が入れ替わり、課税標準のうちの新たに認定された課税要件事実に対応する部分につき、原告に不利益が及んだともいうこともできないのであり、原告の主張は、その前提を欠き、採用することができない。

また、この点をおくとしても、課税処分の取消訴訟における実体上の審判の対象は当該課税処分によって確定された税額の適否であり、その数額の計算の根拠となる事実は単なる攻撃防御の方法にすぎないと解されるのであって（総額主義）、更正処分等の取消訴訟において、その訴訟の審判の対象となっている更正処分等が納税者にとって不利益なものであるか否かの判断基準は、既に確定した納付すべき税額等が増加したか否かであると解するのが相当であり、仮にその処分理由において新たな課税要件事実の認定がされたとしても、既に確定した納付すべき税額等が増加しない場合には、当該更正処分等が納税者にとって不利益なものであるということとはできず、その取消しを求める訴えの利益があると解することはできない。

もっとも、納税者が更正の請求をしている場合には、申告等により既に確定した納付すべき税額が更正処分により増加しないときであっても、当該更正処分に係る納付すべき税額が当該更正の請求に係る納付すべき税額を上回るのであれば、その上回る範囲において、当該更正処分の中には当該更正の請求を棄却する部分が含まれており、納税者はその取消しを求めることができることとなるのであるが、本件においては、原告は平成17年3月期の法人税又は平成18年3月期の法人税につき更正の請求をしていないのであるから、本件各更正処分を取り消したとしても、申告により確定した納付すべき税額に復するだけであり、これを減額すべき理由はなく（更正の請求の手続によらずに申告額を下回る税額の主張をすることは、原則として許されない。）、本件各更正処分の取消しは専ら原告の納付すべき税額を増加させる効果しか有しないことになるのであって、本件各更正処分の取消しについて原告にこれを求める訴えの利

益がないことは明らかである。

## 2 結論

以上によれば、本件各訴えはいずれも不適法であるから、これらを却下することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 川神 裕

裁判官 内野 俊夫

裁判官小口五大は異動のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 川神 裕

## 本件更正処分等の経緯

(単位：円)

	区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	無申告加算税の金額
平成17年3月期	確定申告	平成20年4月15日	310,705,112	68,355,100	
	無申告加算税賦課決定処分	平成20年4月30日			3,417,500
	更正処分	平成21年6月30日	0	0	
	変更決定処分				0
	異議申立て	平成21年8月31日	310,705,112	68,355,100	3,417,500
	異議決定	平成23年5月30日	却下		
	審査請求	平成23年6月28日	310,705,112	68,355,100	3,417,500
	裁 決	平成23年8月23日	却下		
平成18年3月期	確定申告	平成18年11月10日	198,105,424	43,583,100	
	無申告加算税賦課決定処分	平成19年1月26日			2,179,000
	更正処分	平成21年6月30日	0	0	
	変更決定処分				0
	異議申立て	平成21年8月31日	198,105,424	43,583,100	2,179,000
	異議決定	平成23年5月30日	却下		
	審査請求	平成23年6月28日	198,105,424	43,583,100	2,179,000
	裁 決	平成23年8月23日	却下		